

放課後児童クラブ室なかよし会の入会案内

豊山町では、就労等の理由により、下校後、保護者の方が家庭にいないお子様を対象に、遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブ室なかよし会を開設しています。

1. 利用対象者

保護者のいずれもが下記要件に該当し、本町在住の小学校1年生から6年生までのお子様を対象です。65歳未満の同居親族がいる場合は、その方も下記要件に該当することが必要です。

なお、土曜日、春・夏・冬休み、学校代休日の利用は、保護者の方がお子様をなかよし会まで送迎できる場合に限りです。

- (1) 家庭外労働 1日4時間以上で毎月15日以上、家庭外で就労している場合
- (2) 家庭内労働 1日5時間以上で毎月15日以上、家庭でお子様と離れて家事以外の仕事をしている場合
- (3) 母親の出産 妊娠7ヶ月から出産後2ヶ月までの場合
- (4) 保護者の病気等 病気・負傷・心身に障がいがある場合
- (5) 病人等の看護 病気や心身に障がいがある同居の親族を、常時看護・介護している場合
- (6) 家庭の災害 震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合

2. 利用可能日時

曜日等	利用時間
月曜日～金曜日	下校時間～午後6時30分
土曜日、夏休み・冬休み・春休み、学校代休日	午前8時～午後6時30分

※土曜日、8月13～15日（お盆休み）の取扱いについて

豊山なかよし会と志水なかよし会のお子様は、豊山なかよし会で受入を行います（合同）。

新栄なかよし会のお子様は、新栄なかよし会で受入を行います。

※お子様のお迎えは必ず利用時間内に行ってください。利用時間を過ぎてのお迎えが多い場合は、入会の決定を取り消すことがあります。

3. 休会日

日曜日、国民の祝日、学校行事のある土曜日（運動会・学習発表会等）

年末年始（12月29日～1月3日）

※学校行事のある土曜日について、午前中で終了する場合は開会します。利用しているなかよし会に利用する旨を必ずご連絡ください。

4. 開会場所・定員等

なかよし会名	開会場所	定員数
豊山なかよし会 （豊山小学校区）	総合福祉センターしいの木1階 児童センター 豊場字諏訪270番地 Tel0568-39-0114	70名
志水なかよし会 （志水小学校区）	志水小学校敷地内 豊場字下戸1番地 Tel0568-29-1020	100名
新栄なかよし会 （新栄小学校区）	総合福祉センター北館さざんか1階 児童室 青山字東栄12番地 Tel0568-28-2088	100名

5. 利用料

- (1) 月額利用料 月額3,000円(登録後は、利用の有無に関わらず発生します。)
- (2) 延長利用料 日額100円
(午後5時30分から午後6時30分までの間で利用した場合に発生します。)
- (3) 利用料減免 下記要件に該当する方は、月額利用料の減免を受けることができます。
減免を受けるためには、事前に申請が必要です。

減免要件	減免後月額利用料
①2人目以降のお子様	1,500円
②月途中で入退会し、利用日数が10日以下のお子様	
③生活保護世帯	0円
④前年分所得税非課税世帯 ※住宅取得控除前の所得税が非課税の場合	

- (4) 支払い方法 原則、金融機関の口座から自動引落しによりお支払いいただく口座振替でのお支払いとなります。決定通知書に同封する口座振替依頼書で直接金融機関へご提出いただきますようお願いいたします。
利用料が未納の場合は利用を制限しますので、期限までに必ず利用料を納めてください。

6. その他

- (1) お 迎 え なかよし会から帰るときは、保護者の方がなかよし会まで迎えに来てください。
お子様のみで帰ることはできません。
- (2) 欠席連絡 なかよし会を休むときは、学校(連絡帳※新栄なかよし会を除く)となかよし会(電話等)に事前に連絡してください。
- (3) お 弁 当 給食のない平日、土曜日、夏休み・冬休み・春休み、学校代休日は、お弁当が必要です。新1年生については、給食が始まるまでお弁当が必要です。
- (4) 入会報告 なかよし会に入会したら、担任の先生に報告してください。新1年生は、入学式後に報告してください。※新栄なかよし会を除く
- (5) 保険加入 児童安全共済(保険)に加入していただきます。掛金は、町が負担します。

【 新年度の申込みについて 】

1. 提出書類 放課後児童クラブ室なかよし会利用許可申請書、就労証明書、同意書
※就労証明書は、就労している保護者(父・母両方)と65歳未満の同居家族の分が必要です。
※就労以外で利用する場合は、介護(看護)申立書、診断書等が必要です。
2. 受付期間 令和6年12月2日(月)～令和6年12月13日(金)
※利用の決定に際しては、提出された書類内容を審査し、優先順位を決定します。
(優先順位の高い例: 昼間お子様が一人になる時間が長い、お子様が低学年等)
3. 受付方法 役場子ども応援課(1階5番窓口)、利用する各なかよし会に提出又はメールの送付
※令和6年11月11日(月)から申込書を配布します。
※本町ホームページ内において、申込書の様式をダウンロードしていただき、メールでの申し込みも受け付けます。
※受付期間を過ぎてからの提出は、役場子ども応援課(1階5番窓口)へお願いします。

◎利用決定後の説明

2月下旬頃までに利用の可否を通知します。決定通知が届きましたら、入会予定のなかよし会に電話連絡し、入会日の前日までに、各なかよし会で保護者・子・指導員の三者で面談(10分程度)を実施してください(継続利用者は除きます)。

【問合せ】生活福祉部 子ども応援課 子ども応援グループ Tel.0568-28-0936

その他 連絡事項

1. 各種申請書類の提出期限について

なかよし会の利用状況に変更が生じた場合、申請書類を役場子ども応援課（1階5番窓口）又は各なかよし会へ提出していただく必要があります。

申請書類が期限内に提出されていない場合、保護者の方が希望する日に、退会手続き等を行うことができませんので注意してください。

申請書類は役場子ども応援課（1階5番窓口）又は各なかよし会で受け取ってください。

（1）利用を終了する場合

「放課後児童クラブ室なかよし会退会届出書」

⇒ 退会希望日の10日前までに書類の提出が必要です。

（2）勤務時間、勤務先、送迎時間、住所等に変更があった場合

「放課後児童クラブ室なかよし会利用変更許可申請書」

⇒ 変更しようとする月の前月20日までに書類の提出が必要です。

※雇用内容に変更があった場合は、申請書に就労証明書の添付が必要です。雇用先の都合で期限内に就労証明書を提出できない場合は、事前に子ども応援課に相談してください。

2. 児童安全共済（保険）の加入について

お子様が、なかよし会の生活指導のもとで、施設内外で起きた事故やケガ等に対応するため、町で児童安全共済（保険）に加入しています。

掛金は町が負担し、給付内容は下記のとおりです。

（1）共済加入先 一般財団法人児童健全育成推進財団

（2）給付内容

給付金の種類		給付金額
死亡・後遺障害保険金	施設管理下中・通館途中	200万円
傷害保険金	入院保険金日額	1,500円
	通院保険金日額	1,000円
	手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額]×5
療養保険金	30日以上療養した場合	2万円

※利用中に事故やケガ等をされた場合は、指導員に速やかに連絡してください。

※後日、町から給付金の支払手続きをご案内します。

※治療を受ける際は、ご家庭で加入している健康保険制度を利用してください。

3. 警報等発令時の取扱いについて

(1) 暴風・暴風雪警報が発令された場合

解除時刻	平日	土曜日
午前6時30分まで	平常どおり実施	平常どおり実施
午前6時30分から 午前8時30分まで	警報解除から2時間経過後に実施	警報解除から2時間経過後に実施
午前8時30分から 午前11時まで	警報解除から2時間経過後に実施	なかよし会中止
午前11時以降	なかよし会中止	なかよし会中止
発令時間	平日	土曜日
学校登校後 (なかよし会開始前)	なかよし会中止 (学校側から速やかに下校)	
なかよし会実施中	指導を中止し、保護者の方にお迎えを連絡	指導を中止し、保護者の方にお迎えを連絡

※ 原則として学校の取扱いに準ずる対応となります。

(2) 大雨・洪水・大雪警報が発令された場合

なかよし会開始前、なかよし会へ移動中、なかよし会開始後のいずれの警報発令においても、異常気象によりなかよし会を中止する場合には、生活福祉部長の指示により、kidsplusのお知らせ配信にて保護者にご連絡します。

(3) 南海トラフ地震に関連する情報発令時

原則として学校の取扱いに準ずる対応となります。

※各施設が避難所となることがありますので、避難所の開設中は「なかよし会」を中止します。

4. インフルエンザ発症時等の取扱いについて

(1) 本人が発症した場合

- ・なかよし会指導員に連絡してください。
- ・医師の指示に従って療養していただき、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでは、なかよし会の利用を控えてください。
- ・なかよし会の開会中に、調子が悪くなった場合は、なかよし会指導員が保護者の方に連絡します。できる限り早くお迎えに来ていただき、医師の診断を受けてください。

(2) 兄弟姉妹等が発症した場合

- ・なかよし会の利用を控えてください。

(3) クラスが学級閉鎖となった場合

- ・各学校の判断で学級閉鎖となったクラスの児童は、自宅に下校となりますので、なかよし会を利用できません。

【問合せ】生活福祉部子ども応援課子ども応援グループ TEL0568-28-0936
豊山なかよし会（総合福祉センターしいの木内） TEL0568-39-0114
志水なかよし会（志水小学校敷地内） TEL0568-29-1020
新栄なかよし会（総合福祉センター北館さざんか内） TEL0568-28-2088